

平成22年9月24日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成22年度 第1回)

技術者評価について(案)

調査・設計業務における技術者に求められる要件

管理・照査技術者に求められる要件

- ✓ 受託予定業務に関する高度な専門知識、経験を有するとともに、業務の適正な執行を監理し、契約期間内に求められる成果品を納入できる者

担当技術者に求められる要件

- ✓ 受託予定業務のうち、重要な業務内容に関する高度な専門的知識、経験を有するとともに、当該業務の適正な執行を行える者

技術者としてふさわしい技術者資格の要件

基本条件	具体的な条件
①受験資格が一般に開放されていること	・特定団体への所属、地縁・血縁等、経験以外の条件が付されていないこと
②資格審査が公平、透明性が確保されていること	・公平、透明性のある審査基準を有すること ・評価者の選定が特定団体、地縁・血縁等に偏らず、公平、透明性のある選定となっていること
③審査内容が委託予定業務に必要な基礎的学識、専門的知識、経験等を評価するものであること	・基礎的学識、専門的知識、経験等を問う試験(筆記試験又は面接試験の何れか)を行うこと
④継続研鑽を義務付け又は努力規定を設けていること。	・CPD教育課程等を定めていること。
⑤有資格者に技術者倫理等を求めるものであること	・有資格者に対して倫理要綱に従って行動すること等を求めるものであること。



上記の条件を満たす資格 (これまで活用してきた技術者資格を再評価)

技術士(委託予定業務に必要な部門)、RCCM(委託予定業務に必要な部門)、地質調査技士(地質調査業務に限る)、土木学会認定技術者(特別上級・上級・1級)(土木関係分野において設定)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕において設定)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕において設定)

※ 博士(工学)の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に限る。

管理・照査技術者

条 件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等の試験や義務付け、継続研鑽を実施していること (ただし、高度な業務監理能力、経験が必要な場合には、技術士(総合監理部門)の資格を優位に評価する。)	[技術士と同等の資格要件] 1) 基礎的学識、社会的知識に関する試験によるもの 2) 高度な専門的知識、経験に関する試験によるもの ※上記試験は筆記試験及び面接試験。ただし、1)、2)の両方ともに筆記試験及び面接試験を行う必要はない 3) 継続研鑽を義務付け又は努力規定があること 4) 信用失墜行為の禁止、秘密保持、公益確保、名称表示、その他倫理に関する事項について義務付けが明確であること 【具体的に該当する資格】 技術士	優 ◎
②委託予定業務に必要な分野について、技術士に準じる試験や継続研鑽を実施していること	[技術士に準じる資格要件] 1) 高度な専門的知識、経験に関する試験によるもの ※上記試験は筆記試験又は面接試験の何れかにより担保。 2) 継続研鑽を義務付け又は努力規定があること (倫理要綱等に従って行動することを求めていること) 【具体的に該当する資格】 RCCM、土木学会認定技術者、地質調査技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等	良 ○
③上記以外は評価しない		【加点评価しない】 —

担当技術者

条 件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等又は準じる試験や継続研鑽を実施していること	【具体的に該当する資格】 技術士、RCCM、土木学会認定技術者、地質調査技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等	良 ○
②上記以外は評価しない		【加点评価しない】 —

【参考】 主な技術者資格の比較

	管理技術者としてふさわしい技術者資格の要件					評価(案)		有資格者数 (人)
	①受験資格が一般に開放されていること	②資格審査が公平、透明性が確保されていること	③審査内容が委託予定業務に必要な基礎的学識、専門的知識、経験等を評価するものであること	④継続研鑽を義務付け又は努力規定を設けていること。	⑤有資格者に技術者倫理等を求めるものであること	管理技術者 ◎優 ○良	担当技術者 ○良	
	○:特定団体への所属、地縁・血縁等、経験以外の条件が付されていないこと	○:公平、透明性のある審査基準を有すること、評価者の選定が特定団体、地縁・血縁等に偏らず、公平、透明性のある選定となっていること	○:基礎的学識、専門的知識、経験等を問う試験(筆記試験又は面接試験の何れか)を行うこと	○:CPD教育課程等を定めていること。	○:有資格者に対して倫理要綱に従って行動すること等を求めるものであること。			
技術士 (委託予定業務に必要な部門)	○	○	○ 択一(1次)、筆記、論文、面接	○	◎ 技術士法で信用失墜行為の禁止等を規定	◎	○	36,202 (建設部門) (H21.12)
RCCM (委託予定業務に必要な部門)	○	○	○ 択一、筆記、論文	○ 4年毎更新、CPD	—	○	○	25,563 (H22.3)
土木学会認定技術者 (特別上級)	○	○	○ 「上級資格」+面接	○ 5年毎更新、CPD	○	○	○	813 (H22.4)
土木学会認定技術者 (上級)	○	○	○ 論文、面接、(筆記)	○ 5年毎更新、CPD	○	○	○	641 (H22.4)
土木学会認定技術者 (1級)	○	○	○ 筆記or面接、論文	○ 5年毎更新、CPD	○	○	○	436 (H22.4)
地質調査技士	○	○	○ 択一、筆記、論文、面接	○ 5年毎更新、講習	—	○	○	13,616 (H21現在)
コンクリート診断士	○	○	○ 筆記	○ 4年毎更新、研修	—	○	○	7,460 (H22.4)
土木鋼構造診断士	○	○	○ 択一、筆記、論文	○ 4年毎更新、講習	—	○	○	342 (H21現在)

※ 国土交通省調べ

技術者を評価する際の留意事項

- 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。
その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。
- 若い技術者が研鑽を積み、更に上位の技術者として活躍できるように、担当技術者による実績、成績等が当該技術者や照査技術者として活用できるようなシステム構築に努める。
- このほかの技術者資格については、当該資格の必要性を踏まえ、本要件や評価方法に照らして評価する。